

令和7年度 西部保健所行動計画の概要

I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 - 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ・ 新興感染症の発生に備え、実地訓練等を通じて、医療措置協定に基づく医療提供体制や保健所の体制整備を行う。
- ・ 管内社会福祉施設での感染症集団発生件数減少、薬剤耐性菌や結核患者等のまん延防止・早期発見のため、医療機関や高齢者施設等での感染予防・まん延防止対策を推進する。
- ・ 頻発する自然災害の発生に備えた管内の体制整備に向け、地区保健医療福祉調整本部会議の立上訓練等を通じて、市町村や関係機関等との連携強化、対応力強化に努める。

I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 - 食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進

- ・ 健康被害の未然防止に向けて、食品事業者へのHACCPに沿った衛生管理の徹底と飲食店等への食中毒防止対策に取り組む。
- ・ 食の安全・安心を確保するため、食品表示適正化を推進するとともに、食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発に努める。

II-1 健康寿命日本一に向けた取組 - 健康づくりの推進

- ・ 関係機関と連携して食環境整備や健康アプリの活用を促進し、健康づくりを推進する体制づくりに取り組む。
- ・ 青壮年期及び高齢者の労働者が健康で長く働き続けられるよう、事業所の健康づくり支援等を通じて健康経営の質の担保を図る。

II-2 健康寿命日本一に向けた取組 - 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ・ 2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく、外来医療・在宅医療、介護との連携、人材確保等も含めた次期地域医療構想に向けた検討を行う。
- ・ 医療機関や社会福祉施設などと連携して、高齢者、難病患者及び障がい者など様々な対象者に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

III グリーンアップおおいの推進

- ・ 自然環境を守るのみならず活かして選ばれる視点を取り入れ、これまでの環境政策を継承しつつ、経済の発展も促していく取組を進める。
- ・ 流域の住民が親しみを感じることでできる豊かな水環境をつくり、水環境の保全を推進するため各種の取組を行う。
- ・ 不法処理防止連絡協議会を活用し、廃棄物の減量化・再資源化と適正処理を推進するとともに、建築物の解体作業によるアスベスト健康被害を防ぐため、アスベスト飛散防止対策を強化する。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ 県民の利便性向上を目指し、職員一人ひとりがICT等を活用して業務効率化を図り、保健所全体業務のBPR（既存業務の内容や流れの見直し）を推進する。

I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実～

事業の実施状況

| | <目標> | <実績> | | <目標> | <実績> |
|-------------------------|------|---|-----------------------------|--------|--------------------------|
| 1 健康危機管理に備えた体制整備 | | | 2 感染症の発生予防・拡大防止対策の推進 | | |
| (1)協定締結医療機関の実地訓練参加率 | 100% | → 52.8% [未達成] (注) 病床確保の協定締結 医療機関は100%参加 | (1)手指消毒量の評価・対策の実施率 | 60%以上 | → 30% [未達成] |
| (2)健康危機管理連絡会議の開催 | 1回 | → 1回 [目標達成] | (2)感染症研修会の参加数 | 22施設以上 | → 21施設 [未達成] |
| (3)地区調整本部会議の立上げ訓練 | 各1回 | → 各1回 [目標達成] (九重町・玖珠町) (3市町) | 研修受講済み施設における自施設での 取組実施率 | 80%以上 | → 71.4% [未達成] ※実施予定含む |
| | | | 社会福祉施設における結核早期発見の 取組の実施率 | 50%以上 | → 56% [目標達成] |
| | | | (3)西部保健所感染症情報HP閲覧数 (対R6) | 2倍以上 | → 1.14倍 [未達成] |
| | | | 施設概要書(フェイスシート)の整備率 | 100% | → 100% [目標達成] |

事業の成果等

1 健康危機に備えた体制整備

- 新興感染症の発生に備え適切な医療提供体制を確保するため、岩尾整形外科病院をモデルとして、患者受入れ時の感染対策や動線、ゾーニングを中心とした訓練を実施した。管内全ての第一種協定指定医療機関(病床確保)が参加し、共通理解を深めることで新興感染症への対応力強化につながった。
- 大規模な自然災害の発生に備え、保健医療活動チームの活動拠点となり指揮調整等を行う「地区保健医療福祉調整本部」の設置場所を確保するとともに、有事を想定した立上げ訓練を実施した。(日田市：西部保健所、九重町：九重町保健福祉センター、玖珠町：玖珠美山高校)

2 感染症の発生予防・拡大防止対策の推進

- 社会福祉施設における感染対策を強化するため、施設内で感染症が発生した際の初動対応を主とした講義・演習を実施した。標準予防策や初動対応、ゾーニングについての理解が深まり、参加者施設における感染症マニュアルの見直し等、施設での取組強化につながった。また、高齢者の結核早期発見に向けた研修会では「結核早期発見のためのチェックリスト」を再周知し、定期的な胸部X線検査や結核発病リスクの把握の必要性を確認した。
- 感染管理認定看護師と連携し、地域の感染対策向上に向けて高齢者施設の実地指導や医療機関の手指衛生に関する現状評価を行った。高齢者施設への実地指導では結果のフィードバックを踏まえ対象施設におけるマニュアルの見直しや環境整備につながった。各医療機関の手指衛生については、入院患者1人あたりの1日の手指衛生回数が5～13回程度とWHOが推奨する20回を大きく下回っており、手指衛生を推進するための取組に関して「評価の仕組みがない」「組織的な取組体制がない」など、次年度の取組に向けての課題を把握した。

今後の方向性・改善計画等

1 健康危機に備えた体制整備

- 第二種感染症指定医療機関との連携も踏まえ、引き続き協定締結医療機関を対象とした新興感染症患者の受入訓練を実施し、体制強化に努める。
- 立上訓練を通じて把握した課題に対応し、災害発生時に全職員が安全かつ迅速に対応ができるよう、所内体制の見直しを行う。

2 感染症の発生予防・拡大防止対策の推進

- 引き続き社会福祉施設を対象とした感染対策訓練等を実施し、早期からの感染症まん延防止策の強化に努める。また、参加施設が固定化してきているため、これまで不参加の施設に対して参加への働きかけを行う。
- 結核患者の早期発見・早期診断に向けて、高齢者施設の取組を推進するとともに、医療従事者向けの研修会等において早期診断に係る検査等の知識を周知する。
- 全ての医療機関で適切な手指衛生が行われるようにするため、手指消毒の評価や組織的な取組を共有し、好事例の横展開を図り、地域全体で取組みを推進する。

I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 ～食品衛生対策の推進～

事業の実施状況

| | <目標> | | <実績> | |
|-----------------------------------|--------|---|-------|--------|
| 1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策 | | | | |
| (1)HACCPの定着支援をした営業施設数 | 400件 | → | 455件 | [目標達成] |
| (2)食肉の生食用や加熱不十分な調理に関する監視指導件数 | 200件 | → | 275件 | [目標達成] |
| 食肉の生食による食中毒の発生件数 | ゼロ | → | ゼロ | [目標達成] |
| (3)食中毒対応シュミレーションの実施回数 | 2回 | → | 2回 | [目標達成] |
| 2 食品表示・食物アレルギー事故対策 | | | | |
| (1)食品衛生責任者更新講習会等における食品表示指導回数 | 10回以上 | → | 11回 | [目標達成] |
| 食品衛生講習会后アンケートの理解度 | 80%以上 | → | 98.2% | [目標達成] |
| (2)講習会等における食物アレルギー啓発資料の配布 | 300部以上 | → | 368部 | [目標達成] |

事業の成果等

1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策

- 食品営業許可更新時や県食品衛生監視指導計画に基づく立入検査時に、営業者に対しHACCPに沿った衛生管理の導入・定着に向けた支援を行うことで、自主的な衛生管理の取組に寄与した。
- 一方で令和8年1月に管内で発生したノロウイルスによる食中毒事例では、HACCPに沿った衛生管理が形式的な運用にとどまり、日常的な実践及び検証が十分でなかったことが確認された。
- 管内で過去に多く見られた生又は加熱不十分な鶏肉による食中毒の防止対策として、食肉販売店及び飲食店等に対し、食肉の適切な取扱いについて注意喚起を行うとともに、苦情事案については厳正な対応を行ったことで、食中毒の未然防止と営業者の危機管理意識の醸成につながった。
- HPやSNSを活用し、食中毒防止に関する内容を迅速かつ広範に啓発したことで、消費者の意識向上につながった。

2 食品表示・食物アレルギー事故対策

- 講習会等での資料配布や相談対応により、食品表示及び食物アレルギーについての啓発に努めたことで、営業者の認識向上につながった。
- 今年度、食品表示に関連して、期限表示の誤記載による回収事例が2件発生したが、アレルギーをはじめとした食品表示を原因とする健康被害は報告されていない。

今後の方向性・改善計画等

1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策

- HACCPに沿った衛生管理を営業者の自主的な取組として定着させるため、各施設の規模や業種等に応じた丁寧な支援を行うとともに、県民が安心して食生活を送ることができるよう、食品の製造から消費に至る各段階で、食の安全・安心の確保の取組を引き続き推進する。
- また、営業者が日常業務を行う中で次第にHACCPに対する認識が欠け、HACCPに沿った衛生管理が定着していなかった事例を踏まえ、営業者がHACCPによる工程管理が品質の安定化や事故リスクの低減にもつながり、業務改善の機会となる等のメリットがあると理解するよう、業種や規模、取扱食品の特性に応じて、食品衛生監視員が状況確認、助言を行う等より実践的な支援を行う。

2 食品表示・食物アレルギー事故対策

- 令和8年から「カシューナッツ」のアレルゲン表示の義務化が予定されているため、引き続き関係する製造業者へ情報提供を行うとともに、食品販売施設等立入調査を重点的に実施し、管内で流通する食品の表示違反による回収や消費者の健康被害を防止する。

Ⅱ-1 健康寿命日本一に向けた取組 ～健康づくりの推進～

事業の実施状況

| | <目標> | | <実績> | |
|-------------------------------|---------------|---|-------------|--------|
| 1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備 | | | | |
| (1)地域・職域連携推進会議の開催 | 1回 | → | 1回 | [目標達成] |
| (2)食の健康応援団（新規登録店舗数） | 2か所以上 | → | 9か所 | [目標達成] |
| (3)健康アプリ「あるとっく」ダウンロード件数 | 1,400ダウンロード以上 | → | 2,000ダウンロード | [目標達成] |
| (4)事業所禁煙サポート事業実績 | 1事業所以上 | → | 0事業所 | [未達成] |
| 2 労働者の健康づくりの推進 | | | | |
| (1)事業所セミナーの開催 | 1回以上 | → | 1回 | [目標達成] |
| かたらん会通信発行 | 4回以上 | → | 4回 | [目標達成] |
| (2)アドバイザー派遣事業実績 | 3事業所以上 | → | 1事業所 | [未達成] |
| (3)こころの健康づくりに取り組む事業所数 | 1事業所以上 | → | 1事業所 | [目標達成] |
| (4)健康経営事業所の認定率 | 46%以上 | → | 43.6% | [概ね達成] |
| 「事業所ぐるみの健康増進の取組」実施率 | 77%以上 | → | 75%以上 | [概ね達成] |

事業の成果

1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備

- 働く世代の健康づくり対策を強化するため、地域職域連携推進会議を開催し、西部地域の3つの健康課題である「健康診断の充実」、「職場ぐるみの運動定着」、「受動喫煙対策」の解決に向けた取り組みを強化したことに加え、事業所健康支援セミナーやこころの健康講座を通じて、メンタルヘルス対策の取り組みを強化した。
- また、「食の健康応援団」の新規登録拡大に向け、食品衛生講習会などの機会を利用し飲食店に周知する等の取組により、新たに7店舗の登録につながった。
- さらに、令和7年4月にリニューアルした「あるとっく」の活用について、あらゆる機会を通して周知したことにより、ダウンロード件数が増加した。
- これらの取組により、西部管内における健康づくりを推進する体制づくり及び環境整備の充実につながった。

2 労働者の健康づくりの推進

- 健康経営事業所の登録及び事業所における取組の支援を行った。また、昨年度に引き続き、管内の事業所が「優秀健康経営事業所」として県知事から顕彰されたほか、「あるとっく」を活用した職場対抗戦で表彰される事業所もあるなど、労働者の健康づくりが推進された。

今後の方向性・改善計画等

1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備

- 西部地域の3つの健康課題への継続した取組に加え、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェックの義務化をふまえた、メンタルヘルス対策を強化するとともに、生活習慣病の重症化予防、職場内での転倒防止等のために、「おおいた心と体の職場環境改善アドバイザー派遣事業」の積極的な活用を推進するなど、働く世代の健康づくり対策を一層推進する。
- 「食の健康応援団」の拡充を進めることで、働く世代が中食や外食でも健康に配慮した食事を選択できる環境を整えると共に、健康アプリ「あるとっく」の協力店舗、ミッションの充実、温泉巡りへの登録等の拡充を図り、アプリダウンロードのみでなくアクティブユーザーの増加につなげる。

2 労働者の健康づくりの推進

- 従業員の健康増進を図るため、職場内の受動喫煙対策を強化するほか、飲食店等の受動喫煙対策の強化に取り組む。

Ⅱ-2 健康寿命日本一に向けた取組 ～地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進～

事業の実施状況

| | <目標> | | <実績> | |
|----------------------------------|-------|---|-------|--|
| 1 新たな地域医療構想に向けた取組 | | | | |
| (1)西部圏域医療構想の課題について郡市医師会等と協議 | 各1回以上 | → | 2回 | [目標達成] |
| (2)県外圏域保健所との情報交換を行う | 1回以上 | → | — | [未達成] ※国の地域医療構想ガイドラインに沿って、R8年度に実施予定 |
| 2 医療・介護連携の推進に向けた連携強化・資質向上 | | | | |
| (1)精神障がい者地域移行支援連絡協議会の開催 | 2回以上 | → | 2回 | [目標達成] |
| (2)難病対策地域協議会の開催 | 1回以上 | → | 1回 | [目標達成] |
| 医療機関と在宅を結ぶ相互交流体験事業に参加する医療機関 | 60%以上 | → | 61%以上 | [目標達成] |

事業の成果等

1 新たな地域医療構想に向けた取組

- 西部地域医療構想調整会議を2回開催し、医療と介護の複合ニーズを抱える高齢者の増加が見込まれる2040年に向け、西部医療圏における人口動態、医療提供体制及び医療需要に係る将来課題、救急医療や在宅医療、介護の問題点について協議を行い、関係機関及び市町と共通認識を持った。
- 患者の流入の多い県外圏域について、調整会議で現状を確認した。当該圏域を管轄する保健所との連携については、国の新たな地域医療構想ガイドラインに基づき体制を確保していく必要があり令和8年度に実施することとした。

2 医療・介護連携の推進に向けた連携強化・資質向上

- 精神障がい者の長期入院患者の地域移行を進めるため地域のサービス事業所見学や研修会を開催し、精神科病院や地域支援者の相互理解と地域住民の理解促進を図った。また、措置入院患者5名に対して、退院支援計画の策定と退院支援を行い地域での生活につながった。
- 在宅医療・介護連携事業に係る圏域市町担当者会議を開催し、管内の在宅医療・介護連携推進事業の取組について情報交換を行った。また、西部地域医療構想調整会議で明らかとなった西部医療圏の課題、医療・介護連携事業における現状から、今後、西部医療圏として取り組むべき課題を設定した。
- 医療機関や高齢者施設の相互理解を図るための交流事業に19機関77名が参加し、在宅療養支援に係る看護職等の連携強化につながった。
- 難病患者の在宅療養支援の強化するため、人工呼吸器装着患者のレスパイト入院に関する実態調査を実施。人工呼吸器の管理や入院時の情報共有に係る課題を関係者と共有し、拠点病院でのノウハウを他医療機関へ周知・共有するための研修会開催等の取組方針を確認した。

今後の方向性・改善計画等

1 新たな地域医療構想に向けた取組

- 西部地域医療調整会議を開催し、地域医療構想ガイドラインに基づき、国から示される詳細なデータ等から、西部医療圏における現状の把握、必要病床数の設定及び医療機関機能の確保等、2040年に向けて中心的に取り組むべき課題を設定する。
- 県内外の患者の流入の多い医療圏との連携体制を確保するため、関係保健所との情報交換を実施する。

2 医療・介護連携の推進に向けた連携強化・資質向上

- 市郡医師会及び市町と連携し、西部医療圏としての課題について協議を進め、各市郡の医療・介護連携会議等の場において、将来においても、地域の中で医療と介護サービスが一体的に提供されるよう取り組みを進める。特に、①MCI（軽度認知障害）のサポートとシームレスな予防・医療・介護連携、②外国人人材、ケアマネ不足への対応を喫緊の課題とする。
- 難病基幹病院等と連携し人工呼吸器装着難病患者のレスパイト先拡充に向けた研修会等を開催するなど、引き続き、関係機関や市町と連携し、地域包括ケアシステムの強化を図るための取組を推進する。

Ⅲ グリーンアップおおいたの推進

事業の実施状況

| | <目標> | | <実績> | |
|-------------------------------|-------|---|------|---------------------------|
| 1 環境を守り生かす担い手づくりの推進 | | | | |
| (1)グリーンアップ大分実践隊等の地域推進会議等の開催 | 1回 | → | 2回 | [目標達成] |
| 2 豊かな水環境の保全の推進 | | | | |
| (1)イベント等での筑後川上流ネットによる広報・啓発 | 3回以上 | → | 3回 | [目標達成] |
| (2)浄化槽講習会の開催 | 3回以上 | → | 3回 | [目標達成] |
| (3)浄化槽講習会后アンケートの理解度 | 80%以上 | → | 93% | [目標達成] ※Web研修後のアンケート含む |
| 3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進 | | | | |
| (1)不法処理防止連絡協議会の開催 | 1回 | → | 1回 | [目標達成] |
| (2)重点管理施設の立入監視・指導 | 12回以上 | → | 12回 | [目標達成] |
| 4 アスベスト飛散防止対策の強化 | | | | |
| (1)建設リサイクル合同パトロールなどにおける立入調査 | 4回以上 | → | 4回 | [目標達成] |

事業の成果等

- 1 環境を守り生かす担い手づくりの推進**
 - 地域連絡会を通じて活動団体同士の情報発信、交流の場を提供することで、地域におけるネットワークの活性化を行うことができた。
- 2 豊かな水環境の保全の推進**
 - 令和7年5月、10月及び11月のイベントを通じた啓発や浄化槽講習会による浄化槽管理者への啓発を通じて、水環境の保全を推進することができた。
- 3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進**
 - 不法処理防止連絡協議会を通じた関係機関との連携した取り組みにより、不適正処理事案への対応、廃棄物運搬車両検問等を円滑に実施できた。
 - 重点監視施設へ監視指導を行ったことにより、廃棄物の適正処理を推進することができた。
 - 巡回・相談等により発覚した3件の廃棄物不適正処理事案については、管内関係機関等と連携して対応した。
- 4 アスベスト飛散防止対策の強化**
 - 合同パトロールの他、県環境保全課等との合同立入調査によりアスベスト飛散防止の対策を徹底した。
 - パトロール及び調査時にアスベスト飛散防止のための制度について説明を行い、建設業者等が対策の必要性を理解することにつながった。

今後の方向性・改善計画等

- グリーンアップ大分実践隊等の地域における団体のネットワークを維持し、さらなる活動の活性化に取り組む必要があるため、今後も地域で活動する団体の情報発信や交換の場を提供し、持続可能な活動の基盤づくりに取り組む。
- 豊かな水環境の保全のためには、浄化槽の適正な維持管理が行われるような取り組みを継続して実施する必要があるため、今後も各種イベントや浄化槽管理者への啓発を通じて水環境保全の意識の醸成を図る。
- 廃棄物の不適正処理の防止及び発生時の迅速な対応には、関係機関との連携した取り組みを維持することが不可欠であるため、今後も不法処理防止連絡協議会をはじめとした取り組みを継続することで、関係機関と連携した対応を行い、廃棄物の適正処理を推進する。
- パトロール等により、事前調査結果を掲示していない等の不適正な解体工事が確認される例は現在でも散見されている。引続き、解体現場への立入、建設業者への指導等を継続することによりアスベスト飛散防止の対策を進める。

IV ICT等を活用した保健所業務効率化と県民サービスの向上

事業の実施状況

<目標>

<実績>

1 ICT等を活用した業務効率化の推進

| | | | | |
|---------------------------|-----------|---|-------|--------|
| (1)ICT研修の参加率及び理解度 | 参加率:100% | → | 100% | [目標達成] |
| | 理解度:80%以上 | → | 86% | [目標達成] |
| (2)キャッシュレス決済の利用率 | 15%以上 | → | 17.4% | [目標達成] |
| (3)電子申請を導入した手続きの電子申請率 | 30%以上 | → | 33.5% | [目標達成] |
| (4)玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率 | 60%以上 | → | 71.7% | [目標達成] |
| (5)研修会での電子アンケート等の実施割合 | 100% | → | 100% | [目標達成] |

2 保健所業務のBPRの推進

| | | | | |
|---------------------|--------|---|---------|--------|
| (1)SNSでの情報発信 | 月12回以上 | → | 平均15回/月 | [目標達成] |
| (2)既存印刷物等での電子申請等の周知 | 5回以上 | → | 3回 | [未達成] |

事業の成果等

1 ICT等を活用した業務効率化の推進

- 保健所の若手職員がICT推進リーダーとなり、生成AI研修などを実施した結果、生成AIを日常業務に利用している職員が42%となり、研修資料や文書作成等における業務効率化が進んだ。
- 来所時にキャッシュレス決済の案内を行うとともに、ホームページやSNSから電子申請システムへの導線を整備したことなどにより、利用率が増加し、申請者の利便性が向上した。
- 精神保健相談及びHIV及び特定感染症検査のWeb予約ができるよう専用の予約フォームを作成・公開し計8件の予約があった。特に検査予約では、時間外申込が過半数を占め県民の利便性の向上と心理的負担軽減につながった。
- 玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率の上昇に伴い、課題であった繁忙期における待ち時間はほぼ解消された。また、予約のない時間帯に現地調査等の対応を可能としたことで、効率的な業務運営及び営業者の利便性向上につながった。

2 保健所業務のBPRの推進

- 令和7年6月にX(旧Twitter)を開設し、県民の健康や安全に関する情報をリアルタイムに周知した。また、相談予約フォームや電子申請のURL等のリンクも常時掲載し、県民の利便性向上を図った。また、保健所への問い合わせフォームをHP等に設置し、主として事業者から18件の問い合わせがあった。
- 窓口のペーパーレス化について検討をすすめ、R8年度配備のタブレットを活用し窓口での電子申請を促進することとした。

今後の方向性・改善計画等

1 ICT等を活用した業務効率化の推進

- AIの利用について、毎日・週に数回が42%、月に数回・ほとんど使わないが58%と二極化しており、生成AIの利用は業務効率化を期待できることから、特定の個人に留まらない組織横断的な活用へと広げていく必要がある。
- 電子申請やキャッシュレス決済の利用率は微増傾向であるが、業務により利用に濃淡があるため、引続き幅広い周知を行う。また、窓口で相談しながら手続きするケースも多いため、窓口にタブレット端末を配備し、来所者に説明しながら電子申請を行うことなどによる普及啓発も実施する。

2 保健所業務のBPRの推進

- 現状ではSNSの閲覧数やフォロー数が限定的であり、またターゲット層へリーチできているかの検証もできないため、ニーズ調査等を頻繁に行いながらコンテンツや記事の質の改善を行うとともに、他の地方機関(西部振興局ほか)とのアカウント統合も視野に入れ、効果的な運用を検討する。